

伊商第1165号
令和2年3月10日

上野商工会議所
会頭 田山 雅敏 様

伊賀市長 岡本 栄



令和2年度予算要望及び政策提言に対する回答について

令和元年12月20日付けで提出をいただきました令和2年度予算要望及び政策提言について別紙のとおり回答します。

〒518-8501
三重県伊賀市四十九町3184
伊賀市産業振興部商工労働課
Tel0595-22-9669 Fax0595-22-9695

要望	回答	担当課
1 「伊賀市 まち・ひと・しごと創生総合戦略」実現のための施策の推進		
(1) 中小企業及び地域産業の振興策の充実		
①雇用機会の拡大及び成長産業の立地の推進		
<p>ア 「土地利用基本計画」の柔軟な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 ha 未満の小規模な工業用地隣接地への工場等の立地、拡張については制限せず、名阪国道インターより 1 km の範囲等は、工場立地推奨地として、優遇税制の創設。 	<p>平成 30 年 4 月 2 日から施行しています「伊賀市の適正な土地利用に関する条例」(以下「土地利用条例」)につきましては、平成 22 年 9 月市議会で議決された「伊賀市都市マスタープラン」に掲げる『多核連携型の都市構成』の理念に基づき制定しています。</p> <p>併せて、コンパクトシティプラスネットワークによる適切な土地利用管理を行うよう国及び県からも指導を受けており、この土地利用条例にも反映しています。</p> <p>さて、土地利用条例に基づく「土地利用基本計画」における工場等の取扱いにつきましては、各拠点区域の既設用途地域で建築可能な用途地域内、「工業用地区域」及び名阪国道インターインジより 1 km を含む「幹線道路沿道区域（幹線道路地区）」での立地を可能としています。なお、「工業用地区域」は当市商工部局において位置づけられている計画等に基づき設定しています。</p> <p>また、条例施行前に建築されている工場等の建築物の増改築につきましては、「土地利用基本計画」に基づく「基本区域」の制限ではなく、敷地及び延べ面積等の 1.5 倍までは拡張・増築を可能としており、昨年度 1 年間で 7 件の適合通知証を交付いたしました。</p> <p>このようなことから、土地利用条例による効果が現れていると考えています。(都市計画課)</p>	都市計画課
	<p>当市では、企業の誘致による地域経済の安定化と地域雇用の創出を図るため、民間遊休地等への企業立地並びに既存施設での増設等について、伊賀市工場誘致条例に基づき奨励措置を行っています。また、国や県においても、「地域再生法」や「地域未来投資促進法」、平成 30 年度に制定された「生産性向上特別措置法」に基づく税や補助金の優遇など企業に対する新たな施策が整備されて</p>	商工労働課

	<p>います。特に「生産性向上特別措置法」に基づく優遇制度については中小企業の要望も多く、当市では、固定資産税の特例率を3年間ゼロとする課税標準の特例を実施しています。今回、要望及び政策提言いただいている優遇税制の創設につきましては、今後、国や県の様々な支援制度や動向に注視しながら、時代に即した伊賀市工場誘致条例の見直しを関係部課と検討していきたいと考えます。（商工労働課）</p>	
イ 水道料金体系の見直し ・大口需要者水道料金及び水道加入負担金について、減額制度を導入いただいたところですが、企業誘致における地域間競争に不利とならない更なる料金の低減。	<p>大口需要者水道料金減額制度については、水道事業を取り巻く全国的な趨勢による経営環境の変化に対応し、併せて本市における企業活動の活性化を図るため 2019（平成31）年1月検針分の使用料から実施したもので、平成30年度の実績として、対象事業所69事業所に対し34事業所が制度の適用を受けています。</p> <p>本制度は令和2年度末までの時限制度となっており、制度導入による水道事業経営への影響、所期の目的の達成状況等を評価・検証し、その継続を含めた内容の検討を行いたいと考えております。</p>	経営企画課
ウ 上野南部開発など新たな工業団地の造成	<p>当市は、大阪・名古屋の2大都市圏の中間に位置する地理的条件や、地震などの災害による生産施設のリスク回避のため、津波被害の無い内陸地域への産業用地の需要の拡大等から、当市への進出に興味を示す企業が増加傾向にありますが、市内において、企業を誘致する公的な産業用地が無く、また、紹介する民間の産業用地も非常に少ない状況にあります。</p> <p>これらのことから、今後も市として新たな雇用の創出と人口減少への歯止め、就業機会の拡大、若者の定住の促進に繋げるため、上野南部丘陵地へ民間開発事業者を誘致し、民間主導による新たな産業用地計画を推進していきたいと考えております。</p>	企業用地整備課
②産学官連携の強化及び支援の拡充	<p>当市と三重大学は平成18年に包括連携協定を締結して以来、共同研究施設や伊賀連携フィールド、更には平成29年に設置された国際忍者研究センターなどの事業を通じ、貴所とも連携し、地域活性化のため、様々な事業に取り組んでいます。また、近畿大学とは平成29年1</p>	総合政策課

	<p>月に包括連携協定を締結し、総合大学としての知見や人材を活かした連携による地方創生の推進を目指しています。今後も産学官の連携により高等教育機関の知見を得つつ、人口減少や少子高齢化など地域課題の解決に向けた取組を推進していきたいと考えています。</p> <p>(総合政策課)</p>	
	<p>(公財)伊賀市文化都市協会様に管理運営をお願いしている産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」において、インキュベーション室を使用した新規事業展開及び新規起業支援を行っています。当市としても同施設の運営費補助金について継続して支援し、三重大学、文化都市協会と協力し、利用を推進するための活動を継続して行います。当市においても積極的に周知・広報を行っていきますが、「産」すなわち地元の事業者不在の産学官連携は地域活性化には効果が薄く、行政での事業者情報収集には限界があるため、貴所において個別の事業者様へのきめ細やかな相談、利用促進や共同研究等のマッチングなどについて積極的な活動をお願いします。(商工労働課)</p>	商工労働課
③地方創生にかかる包括連携協定の締結 ・事業承継や地域活力の創出、安心安全な市民生活を促進するため、包括連携協定の締結など、市内金融機関との連携・協力関係の構築。	市内金融機関では、地方創生に資する様々な取組がなされており、当市としても地方創生推進のため連携は不可欠であると考えていますので、具体的な連携の方法や内容について、貴所と協議させていただきます。	総合政策課
(2)雇用確保のための施策の強化及び支援施策の拡充		
①地元企業への就労の向上施策の拡充		
ア 地元企業への就労の発信施策の拡充のための高校生や大学生、U・J・Iターンへの推進に向けての発信力の強化	当市では、貴所や商工会等の関係機関と連携し、地元での就職を希望する学生や求職者に対し、企業等との情報交換の場として、「合同就職セミナー」を開催しています。開催にあたっては、就職活動時における若者が参加しやすいように開催時期等を調整するとともに適切な	商工労働課

	<p>情報提供を行い、市内企業と求職者のマッチングを行っています。開催後のフォローアップとしては、学生や求職者と参加企業のマッチングを後押しするとともに、企業（受入側）を対象とした勉強会も実施し、さらなる地元雇用の促進を図っています。就職セミナーはU・J・Iターンを進めていく上でも重要なものであると認識しており、貴所にU・J・Iターン促進事業負担金として支援をさせていただいております。</p> <p>貴所や商工会、伊賀公共職業安定所ほか産業界や労働界関係者、学校関係者、伊賀市などで構成する労務対策協議会では、地元高校と連携したインターンシップ受入事業所の確保や、伊賀管内の企業情報を掲載した企業ガイドブックを毎年発刊しております。当市では本ガイドブックを、毎年度成人式に出席された新成人全員に対し配布するなど、あらゆる場面において市内の企業情報や就職セミナー等の情報発信を行っております。当市としましても本ガイドブックは地元学生等が企業情報を入手する上で必要なものであると認識しており、協議会事務局である貴所に対して一定の支援をさせていただいております。</p> <p>また、今年度は、三重大学と連携し、就職活動を控えた学生を伊賀の地に招き、市内企業の魅力を現場でプロモーションするとともに、市内企業に就職した先輩との交流の場を設けるなどの「若者世代に向けた産業プロモーション事業」に取り組みました。学生に市内企業を新卒就職活動時の選択肢、再就職活動時の選択肢としていただけるよう、次年度も実施する予定です。</p>	
イ 小、中、高校において地元企業の魅力、就労環境の魅力等、産業教育の強化	<p>小学校では、社会科學習・総合的な學習の時間等で、地元の工場・商店・農家などの見学や聞き取り活動を行っています。學習を通して、産業の特色や職場の工夫、働いている方の思いなどに触れ、地域にある産業や企業がより身近な存在となるよう努めています。また、郷土教育教材「いがのこと」を活用して、伊賀の産業の魅力について學習を深めています。</p> <p>また、主に中学校では、多くの事業所の協力を得て職場体験活動を行っています。今後も「働くことの大切さ」や「地元企業の魅力」などについて、体験的に学ぶこと</p>	学校教育課

	<p>ができるよう各事業所と連携して取り組んでいきます。また、複数校を受け入れている事業所については、三重県教育委員会の事業を活用し、「職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状」を申請し、職場体験が継続的・効果的に行われるよう取り組んでいます。</p> <p>各校では、児童生徒が「生きる力」を身に付け、直面する様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるよう、教育活動全体を通じてキャリア教育に積極的に取り組んでいます。さらに、各校の実践の交流の場として、キャリア教育研修会を実施するとともに、外部専門家からの指導・助言の機会を通じて、より一層、豊かな学習が進められるよう努めています。</p> <p>今後も、これらの学習を通して、地域の産業について理解を深めるとともに、地元の産業で働いている人の願いや思いを知り、自分の将来について考える機会を充実させていきたいと考えています。（学校教育課）</p>	
	<p>伊賀市では平成 27 年度に策定した「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少克服に向けた取組の一つとして、地域に根付く人材の育成を目的に「I G A B I T O 育成促進事業」に取り組んでいます。その中で、市内県立高校が実施する地域人材育成に関する取組又はそれらの活動により生み出される商品・サービスのビジネス化に向けたコーディネート支援を行っています。一例を申しますと、伊賀白鳳高校では、伊賀の产品を活用したお菓子づくりとその商品化において地元事業者に協力いただいており、生徒はこの取組を通して地元の特産や産業を知ることができ、地域への愛着にも繋がっていくと考えています。今後も地域の皆さんや事業者の協力を得ながら、高校生のシビックプライドの醸成を図り、定住に繋げていきたいと考えています。</p> <p>（総合政策課）</p>	総合政策課
ウ 地元学生向けに、市内に就職・居住することで返金免除となる特別奨学金制度の創設	現在、当市では、教育機会の均等を図り、社会に貢献する人材を育成するために、高校生・大学生を対象に「伊賀市奨学金」・「伊賀市同和奨学金」・「伊賀市ササユリ奨学金」の 3 種類の奨学金を支給しています。いずれも、	教育総務課

	<p>返済不要な給付型奨学金です。厳しい財政状況の中ではありますが、教育機会の均等を図るという観点から、まずは現状の給付型奨学金の予算の確保に努めてまいります。その上で、将来の伊賀市を担う子どもたちにとって生涯住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。</p>	
②多様な雇用の確保のための支援の創設 ア 少子化対策を踏まえ女性雇用、子育て世代雇用に取り組んでいる企業への支援及び助成制度の創設	<p>当市では、平成27年11月に設立した伊賀市人権学習企業等連絡会の会員企業を対象に、いまだ根強く残っている「性別役割分担意識」の改善を図るべく、企業の管理職や経営者の意識改革を目的とした「イクボス講座」や「働き方改革」につながる講座を開催し、企業及び団体がよりよい職場環境の形成に向けて自主的に活動できるよう促しています。貴所におかれましても、貴所会員企業に対し伊賀市人権学習企業等連絡会への加入を促進いただくとともに、女性活躍加速化助成金などの国様々な支援策の情報提供などを貴所と連携して行い、すべての働く人に対するワークライフバランスの啓発に努めていければと思います。</p>	商工労働課
イ 市外から移り住んできた優秀な人材の定着化のための住宅支援制度等、高度化人材確保の施策の創設	<p>伊賀市では、市の重点施策として「移住・交流」に取り組んでいます。「移住コンシェルジュ」による総合相談窓口を開設し、移住前だけでなく、移住後の繋がりづくりや不安解消などの支援も行っています。また、「伊賀市移住促進空き家取得費補助金」による住宅取得支援を実施しており、令和2年度も継続を予定しています。 (地域づくり推進課)</p> <p>平成28年度10月から運用を開始した伊賀流空き家バンクは順調に増加し移住・定住者は現在75世帯(192人)となっております。引き続き、空き家に関する各種補助金の利用促進と空き家バンク制度の充実により移住・定住者の増加に努めています。(市民生活課)</p> <p>移住などにより、当市に移り住んで来た方が定着していくためには住み続けたい思われるまちづくりが必要</p>	地域づくり推進課 市民生活課 商工労働課

	<p>要です。そのために、当市では平成27年10月に「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、同戦略に基づき各種事業に取り組んでいます。</p> <p>当課では、今年度から、起業・移住定住施策の一環として、市外の方が市内にある空き家や空き店舗を活用し、市内の団体等と協働で起業する場合などに補助を行う「伊賀市起業・事業承継促進事業補助金」を創設しました。今後も、市外の優秀な高度化人材の確保を図るとともに、市内での新たな事業主体の創出を促進し、地域経済の維持・発展のために努めてまいります。</p>	
ウ 障がい者、外国人労働者など、自家用車を使用できない者の雇用促進のための交通網の充実・整備	<p>当市では平成27年に策定した伊賀市地域公共交通網形成計画に基づき、全ての人が安全・安心に移動できる持続可能な公共交通体系の構築をめざしています。</p> <p>また、福祉部局と連携し、障がい者の社会活動の促進等を目的として、平成31年4月から重度の障がい者（児）を対象に伊賀鉄道の利用料金の一部を助成しています。バス路線では、障がい者の通勤利用の実態を踏まえ、令和2年4月から廃止代替バス友生線のルート変更を行い、勤務地近くにバス停を新たに設置する予定です。</p> <p>今後も、利用状況等に鑑みながら、交通網の充実・整備に努めてまいります。</p>	交通政策課
エ 女性や子育て世帯の雇用促進のため、保育所や助成制度の強化	<p>保護者の就労等、保育ニーズに対応するため、現在市内では、公私立保育所30施設、私立認定こども園1施設で保育を実施しています。</p> <p>保育料に係る支援については、これまで国基準より低い額に定め、負担軽減を行ってきましたが、令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化制度が始まり、3歳から5歳児クラスまでの子どもの全員、および市民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスの子どもを対象に保育料を無償化しています。また、無償化に伴い施設による実費徴収となった3歳以上児クラスの給食費（副食材料費）について、免除対象者を国制度より拡大して免除するとともに、3歳未満児については、国制度を超えた第3子以降の保育料無償化を引き続き実施しています。</p>	保育幼稚園課

	<p>利用状況については、全体の児童数は減少しているものの、保育ニーズの低年齢化が進んでおり、待機児童解消のため保育士確保が大きな課題となっています。今後も私立事業者とともに保育士確保施策を講じ、保護者が働きながら安心して子育てができる環境の充実に努めていきます。(保育幼稚園課)</p> <p>放課後児童クラブについては、保護者の就労と子育ての両立を支援するため、放課後の子どもの居場所として、現在、市内に 20 箇所の設置があり、市が設置する 19 施設は民間に運営を委託し、残り 1 施設は民間が設置運営しています。</p> <p>全体の児童数は減少傾向ですが、共働きや核家族化により、校区によってはニーズが増加傾向にあります。年度途中に不要となる人も少なくありませんが、当初の一斉募集の際には申込者が多く、皆様に希望通りに利用していただけるよう、民間力も含め受入態勢強化を図っているところです。また、ひとり親世帯の方には利用していただき易いよう、一定要件はありますが、利用料の半額を免除させていただいている。その他、一時的な預かりとして、ファミリー・サポート・センター事業や、お子さんが病気等により学校や保育所等へ行けない場合などにお預かりする病児・病後児保育事業を実施しています。これらの事業もひとり親の方や所得要件により、利用料の一部を助成又は免除させていただいている。今後もニーズに即した支援ができるよう充実を図っていきたいと考えています。(こども未来課)</p>	こども未来課
(3) 中心市街地活性化の促進		
①第二期中心市街地活性化計画の早期策定	<p>第 2 期伊賀市中心市街地活性化基本計画については、平成 30 年 10 月に伊賀市中心市街地活性化協議会からいただいた提言を契機に策定に着手し、本年 3 月末に計画を策定する予定です。</p> <p>当該計画は官民が一体となって策定、活性化事業に取り組むことで高い賑わいを創出しようとするものです。中心市街地活性化協議会の意見書にもあるように、各実施主体が主体的に事業を実施し「まちを変えていく」ことが求められているため、貴所はじめ民間事業者におかれ</p>	中心市街地推進課

	ましても主体的な取り組み、積極的な関わりを進めていただくようお願いいたします。	
②中心市街地活性化協議会及び(株)まちづくり伊賀上野事業への支援拡充	中心市街地活性化協議会及び㈱まちづくり伊賀上野に対する支援については、具体的な取り組み方針や内容を踏まえて、必要に応じて行うべきものと考えています。	中心市街地推進課
③街なか賑わいイベント等への支援拡充 ・市民夏のにぎわいフェスタ、市民花火大会、灯りの城下町事業等	街なか賑わいイベントについては、単に事業を実施するだけでなく、事業を実施することにより商業等の活性化に繋げることが重要と考えますので、事業実施の際は、綿密な事業計画と具体的な目標をもって実施いただきたいと思います。なお、支援の拡充は、市の財政状況から困難ですが、事業者の需要に照らし合わせ、予算の枠組みの変更等、現行制度の見直しにより限られた財源をより効果的に活用できるよう貴所とともに検討していきたいと考えます。	商工労働課
④旧市庁舎の総合的な利活用の推進		
ア 商工業発展のため観光及び物産機能など、まちの駅のような施設の設置 イ 図書館等、市民の憩いの場、先進トイレの設置	旧上野市庁舎は、平成31年3月に市指定有形文化財となったことから、文化財的価値を保全、活用しながら、新たな賑わい創出の拠点として整備するため、令和2年1月からサウンディング型市場調査を実施し、民間事業者との対話を通じて利活用の可能性を把握することとしています。 商工業発展や観光・物産機能の配置、図書館、市民の憩いの場、使いやすいトイレ等ご要望いただいた内容も含め、方向性を確定し、1日も早く賑わいの回復に努めたいと考えています。	中心市街地推進課
⑤スーパー退店後の上野ふれあいプラザの早急な活用等の推進	上野ふれあいプラザの活用については、地元の上野西部地区住民自治協議会から、食料品や生活用品など日常の買い物ができる商業店舗の早期誘致の要望書を提出いただいております。 今後、いただいた要望書も踏まえながら、地域の方々と十分な協議をして理解を得たうえで進めたいと考えています。	商工労働課

<p>⑥景観条例の高さ規制見直しによる民間資本の導入を促進</p>		
<p>ア 本町通り、二之町通り、三之町通りについて、観光集客につながるホテル等、集客施設誘致のための規制緩和。</p> <p>イ ハイトピア伊賀より北の地区、特に NTT 周辺の大幅な規制緩和による再開発の促進</p>	<p>通過型ではなく、滞在型であるホテル等の集客施設は中心市街地活性化の促進に繋がるものと考えますが、該当します所謂三筋通りにつきまして景観計画では、城下町の歴史を色濃く残す町並みを残し、上野城への眺望が映える空間を維持する事を目的に建物の高さは 12m以下と制限されています。なお、当該地域が土地の高度利用による求心力の向上や都市機能の向上を図るうえで都市計画決定の変更により高度利用地区の指定を受けた場合は、建物の高さを最高 31mとする事が出来ます。これには、中心市街地活性化の促進には、建物の高さ制限の見直しが必要であるとの見解が伊賀市中心市街地活性化基本計画の内容をはじめ、周辺住民の方々や各種団体のご意見が開発方針と一致したうえで、都市計画決定の変更が必要となり、その内容について該当地域を中心に住民の方々から賛同をいただく必要があります。上記の高さ制限を更に変更する場合は、景観審議会の議を経る事により景観計画の変更が可能となりますが、これについても住民の方々から賛同をいただく必要があり、ハイトピア伊賀より北の地区についても同様の条件が当てはまります。</p> <p>また、2017（平成 29）年に日本イコモス国内委員会より、旧上野市庁舎を含む近代建築群「伊賀上野城下町の文化景観」について「日本の 20 世紀遺産 20 選」の一つとして選ばれた事もあり、これらのバッファゾーン（緩衝地域）である当該地区はその遺産を守る為の要所となっている事から、住民の方々からのご意見を聴取しながら中心市街地活性化の促進と景観保護の両面で検討する必要があると考えます。</p>	<p>都市計画課</p>
<p>2 観光立市に向けた観光振興の促進</p>		
<p>(1)ユネスコ無形文化遺産に登録された「上野神祭のダンジリ行事」による更なる観光推進の強化</p>	<p>天神祭ダンジリ行事のユネスコ無形文化遺産登録により、更に行事の価値が上がり、当市にとっても市民にとっても将来に継承していくべき文化財産として益々大切な行事となりました。上野文化美術保存会や上野天神</p>	<p>文化交流課</p>

<p>・市をあげての天神祭事業として運営体制の刷新及び支援の創設</p>	<p>祭地域振興実行委員会を始め関係する団体や組織、市民それぞれが保存継承していく必要性とそれが担う役割をしっかりと認識し、市民の財産であることに誇りを持って継承してきた結果であり、そこに大きな意義があるものと考えます。今後も本行事が市民主体となった行事として継承されていくよう、民間団体との連携協力を中心に支援を行ってまいります。</p> <p>また、当市では、文化美術の保存・継承を行うという視点から、天神祭事業の主体である上野文化美術保存会に対し、運営面の支援だけではなく、情報発信や団体の組織強化、育成にも活用いただけるよう、上野天神祭のダンジリ行事継承事業交付金を、また文化財の保存のため改修などにかかる費用の補助金として文化財保護事業補助金の交付を引き続き行うことに加え、人的サポートの面でも、より良い行事の運営となるよう支援を行ってまいります。（文化交流課）</p>	<p>観光戦略課</p>
--------------------------------------	--	--------------

(2) 観光客受け入れ施設等の拡充		
①旧市庁舎跡における観光及び物産機能の設置	<p>市街地において、旧上野市庁舎の利活用を含め1日も早い賑わいの回復を目指すためには、観光及び物産機能の配置は不可欠であると考えています。</p> <p>既存施設の機能拡充や再配置を含め、市街地エリアを面としてとらえ、最適な機能配置を検討していきたいと考えています。</p>	中心市街地推進課
②魅力的な新芭蕉翁記念館及び芭蕉ゾーンの実現	<p>新芭蕉翁記念館の整備につきましては、賑わい創出事業の進捗を踏まえ、街なかへの回遊につながり、賑わい創出に貢献できるよう施設の整備に向け取り組んでいきます。</p> <p>現在の芭蕉翁記念館において、市内小学生の社会見学等の受け入れを積極的に行ってています。</p> <p>また、観光客や芭蕉研究者だけでなく、市民にこれまで以上に関心を持っていただき、気軽に足を運んでいただける施設となるよう、引き続き展示やギャラリートーク等の事業を積極的に行っていきます。</p> <p>令和2年度は、芭蕉翁生家の耐震等を含めた改修工事に着手しますので、運営再開に向けて周辺の地域や施設等と連携した芭蕉ゾーンについても積極的に検討していきます。</p>	文化交流課
③外国人を含む観光客向けの案内板、外国語マップの作成など、町なかへの導線となる受入環境の整備	<p>外国人観光客の受け入れ態勢として、当市では（一社）伊賀上野観光協会に外国人観光客誘客促進事業を委託しており、その業務の中で多言語観光パンフレットの作成をお願いしているところです。また、外国人観光客への情報発信として、今年度は外国人が訪日旅行を計画する際に参考とする「JAPAN GUIDE」へ伊賀の観光情報を掲載するとともに伊賀市観光公式ホームページ「伊賀ぶらり旅」においてスマホ対応、多言語化を取り組んでいるところです。</p> <p>町なかにおける観光客向けの情報発信については、QRコードからの観光ホームページへの誘導やデジタルサイネージでの忍者AIによる案内など最新技術を活用した情報提供ができないか検討をしているところですが、いずれも予算措置が必要であることから、引き続き、</p>	観光戦略課

	国の交付金や補助金など市の財政負担が軽減する方法を模索してまいりたいと考えています。	
(3) ラッピングトラックなどによる伊賀市の観光や地域資源の発信	<p>ご提案いただいた内容については、平成21年度にもラッピングトラックによる観光広告事業（地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用）として実施しており、その際には行政単独での取組みで終わらせるのではなく、多様な主体が参画する事業としたいという思いから、貴所に事業を委託させていただき、上野商工会議所交通運輸部会のご協力のもと当部会所属の運送事業者様のご理解・協力を得て進めさせていただいた経過がございます。この時は行政で予算化して進めさせていただきましたが、昨今では、行政主導でシティプロモーションするだけでなく、市内外の企業がCSRの一環として地域を盛り上げていただいている事例が増えてまいりました。一例を申し上げますと、日本航空㈱による三重交通名古屋上野間高速バスへの伊賀忍道ラッピングや、伊賀上野NINJAフェスタに合わせた伊賀環境整備事業協同組合〈(有)白鳳清掃、(株)ビルドコーポレーション、(有)上野清掃社〉による忍者衣装でごみ収集を行う「伊賀流ごみ収集」による情報発信などがございます。また、自社製品に伊賀忍者を活用いただき、発信いただいている例も多数ございます。</p> <p>このように貴所会員様など様々な主体とコラボする形での情報発信を今後は目指してまいりたいと考えております、貴所がコーディネート役を担っていただきますことを切にお願いいたしたいと存じます。</p>	観光戦略課
(4) 昭和家電を利用した未利用施設の活用促進	当市では、市として利活用予定がない土地・建物といった市有財産について、一般競争入札などの手法を活用して売却・貸付等を行い、民間による有効活用を図るとともに歳入確保につなげる取り組みを進めています。昭和家電を利用した昭和の歴史と文化の発信は中心市街地の活性化、観光振興に繋がる一つの手段と考えますので、未利用施設の有効活用も視野に入れ、貴所や中心市街地活性化協議会とともにその手法について検討していきたいと考えます。	営業本部

3 社会基盤の整備		
(1) 社会基盤の整備		
①渋滞緩和及び交通安全施設の整備		
<p>ア 国道368号線の早期4車線化及び名阪国道との接続による渋滞緩和及び安全確保</p>	<p>国道368号4車線化事業は三重県が施工していますが、平成28年3月2日に菖蒲池2交差点から山出交差点間の約1.6kmを部分供用開始しました。また、令和元年11月11日から、名張市内において約600mが供用されています。</p> <p>伊賀市内においては、大内橋の橋脚工事と山出交差点付近から北に向けて工事をしており、さらには上野インターチェンジの改良などの必要もあることから、今後も関係機関や地域とも連携調整の上、上野・名張間の全線早期4車線化に向けた整備促進の要望を引き続き国と三重県に行っていきます。</p>	企画管理課
<p>イ 新市庁舎及び伊賀鉄道四十九駅の開設に伴う交通量増加に対応した道路整備、防犯灯及び横断歩道整備など歩行者の安全対策の実施</p>	<p>新庁舎移転及び伊賀鉄道新駅開設に伴う周辺道路の安全対策について、国土交通省北勢国道事務所、三重県伊賀建設事務所、伊賀警察署及び伊賀市とで平成28年度から協議を進めてきました。</p> <p>新庁舎開設に当たっては、国や警察に要望し、県道上野大山田線東向きのゆめが丘交差点への矢印信号の設置や、名阪国道下り線友生インターチェンジオフランプへの左折レーン設置、信号機の切り替え周期の調整など、安全に通行できるよう対処いただきました。また、庁舎につづく側道と市道においては外側線やセンターラインの引き直しなど、路面標示の補修なども行っております。さらに四十九駅から庁舎までの一部の区間においては、防犯灯を設置し、歩行者の安全対策にも取り組んでおります。(企画管理課)</p>	企画管理課
	<p>新庁舎周辺の道路整備につきましては、歩道舗装工事A=1,310m²、庁舎周辺道路の外側線、センターライン等の路面表示の描き直しを行いました。また、新庁舎からハローワークを通り、四十九駅周辺の道路に照明灯としてLED照明を11基設置いたしました。新庁舎への案内標識の新設11件と、表記の変更10件を行いました。市道守田四十九町線について、一部道路幅員が狭隘で特</p>	道路河川課

	<p>にカーブ部分の見通しの悪い箇所において、部分拡幅を行いました。また、新序舎から四十九駅までの動線において、歩行者が通行するのに狭く危険な箇所について交差点部に側溝蓋を設置しました。</p> <p>今後も歩行者の安全のため、路肩整備を行っていきます。(道路河川課)</p>	
ウ 市内企業団地内における道路の安全対策及び老朽化した施設の修繕、維持管理	<p>市内の企業団地につきましては 10 団地程度あり、大型車両も頻繁に通行することから定期的に道路パトロールを行い維持管理しています。</p> <p>また、地元要望等があった場合は現場の状況を確認し、緊急度も踏まえ、優先順位を付け修繕工事や区画線工事等を実施している状況です。</p>	道路河川課
②近鉄伊賀神戸駅前の開発の促進 ・ロータリーの設置、車両の待機場所の確保等	<p>以前は、駅近隣の民有地を借り上げ、民間企業の従業員送迎用のバスの転回及び待機場所の確保を行っていましたが、現在は賃貸借契約を解除し、ロータリーの設置とともに近隣土地所有者のご理解を得るに至っておりませんので、現時点では難しいと考えております。</p> <p>(都市計画課)</p> <p>民間企業の従業員送迎用のバスの転回及び待機場所の確保については、ゆめぱりす伊賀立地企業連絡会からも要望をいただいております。当課としましても、建設部などの関係部課と検討していきたいと考えます。</p> <p>(商工労働課)</p>	都市計画課 商工労働課
③安全で快適な生活を実現するため、市街地の下水インフラの整備	<p>上野市街地の下水道整備については、平成 28 年 5 月に策定した伊賀市生活排水処理施設整備計画において公共下水道の整備区域としており、平成 31 年 3 月に策定した伊賀市下水道事業経営戦略においても事業着手の目途を記載しているところです。</p> <p>当市における下水道事業は、市町村合併以降、特定環境保全公共下水道事業並びに農業集落排水事業に比重が移っていたことは否めませんが、平成 29 年度から市街地の住民自治協議会及び自治会等に出向いて事業説明や意見交換会を行い、平成 31 年 4 月には事業パンフレットを配布するなど、この事業に対する理解を深めてい</p>	下水道課

	<p>ただこうと取り組んでいます。</p> <p>今年度は、昨年度に引き続き意見交換会を実施できなかった自治会や上野市街地周辺の住民自治協議会（中瀬、小田、久米、八幡）、上野商工会議所を含む伊賀上野商店会連合会への説明を行ったところ、事業化を図る上で最も重要である住民の意向としては、少子高齢化や処理場の位置問題、宅内改修費用や受益者負担金などの資金面での負担の増大、家族の将来展望が不透明な状況の中で先行投資はできないとの意見が多くを占めており、公共下水道事業の実施に必要な地域の合意形成を得ることが難しい状況です。</p>	
（2）将来への交通基盤の整備計画の策定		
①JR関西本線伊賀上野駅・柘植駅間の電化促進とIC化による利便性の向上及び伊賀鉄道と連動した交通システムの整備	伊賀上野駅・柘植駅間の電化の促進、更には、伊賀鉄道との連携強化は重要と考えています。当市としては、電化をはじめとする利便性の向上には、まずは利用者数の増加が必要であると考えており、JRとの意見交換等を通じて連携・協力し、積極的に利用促進活動を実施したいと考えています。また、伊賀鉄道との連動についても、伊賀上野駅での乗り継ぎの向上に努めてまいります。	交通政策課
②名阪国道と新名神高速道路との連絡道の整備促進	<p>新名神高速道路と名阪国道との連絡道の整備につきましては、貴所もご加盟いただいております「名神名阪連絡道路整備促進期成同盟会」で強く要望しております。今年度においては、計画路線でも重要物流道路に指定されるとの情報から、この名神名阪連絡道路を重要物流道路の指定に向けて尽力しています。具体的には、伊賀市を含む沿線自治体のほか、国、県、さらにはNEXCOも交えて、どのようなビジョンにより、どのように整備していくかを検討する勉強会を発足しました。また、この路線は自治体からの要望だけでなく、地域の意向であることを理解いただくため、国への要望に貴所をはじめ、民間団体にも同行いただいたところです。</p> <p>この道路整備は、地域交通網の改善と企業の誘致、ひいては地域の強靭化に繋がるものと考えていますので、引き続き貴所の強力なご支援をよろしくお願いします。</p>	企画管理課

③リニア中央新幹線の建設を見据え、既存交通網の整備調査	<p>リニア中央新幹線の名古屋・大阪間は、ルートや停車駅の設置について未だに公表されていない状況です。</p> <p>当市としては、まずは、リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会の一員として、名古屋・大阪間の三重・奈良ルートの実現、県内の概略ルート及び停車駅の概略位置を早期に公表するようお願いすると共に、停車駅位置については、鉄道や高速道路によるアクセス利便性等を十分に勘案するよう要望していきたいと考えています。</p>	交通政策課
(3)公共交通ネットワークの充実		
①郊外並びに他の地域及び障がい者、外国人労働者などに配慮した市街地へのアクセス、利便性を考慮したバス運行システムの構築	<p>鉄道やバス、タクシーといった地域公共交通には、それぞれの機能、役割があり、お互いが補い合いながら地域公共交通のネットワークを構築しています。伊賀市地域公共交通網形成計画では、廃止代替バスや一部営業路線バスが市街地と各支所を結び、さらに各支所管内は行政バスが各集落を結ぶ交通網をイメージしています。今後も引き続き、それぞれの特性を踏まえた連携を強化し、地域住民の生活行動に応じた効率的な運行体系の見直し及びネットワークの構築を進めたいと考えています。</p>	交通政策課
②市庁舎の移転に伴う市街地とのアクセス及び周辺道路網の整備等利便性の向上	<p>現在、三重県において都市計画道路服部橋新都市線の整備を進めていただいている。この路線は伊賀白鳳高校から北側のL=600mの区間にについて、歩道付きの2車線道路を整備することになっており、市街地と新庁舎のアクセス向上はもとより、防災力の強化と交通安全でも整備の効果が期待されます。</p>	企画管理課
	<p>また、市道西明寺緑ヶ丘線など、市内各地からのアクセス向上のため、整備を進めています。(企画管理課)</p> <p>道路網の整備については、現在市道西明寺緑ヶ丘線の道路改良工事を行っており、令和2年度完成を目指し事業進捗を計っていきたいと考えております。(道路河川課)</p>	道路河川課
③伊賀市の移動手段、特に夜間が無く、ウーバーの様な交通手段の導入	<p>これまで、既存の鉄道路線やバス路線を中心に公共交通網の形成に努めてきましたが、少子化や車への依存等による利用者の減少、バス運転士の不足等により現状維持が難しくなっています。公共交通の総合計画である</p>	交通政策課

	伊賀市地域公共交通網形成計画を令和2年度に見直しますので、地域の特性や利用状況等を勘案しながら、市内の交通体系における新たな交通手段の位置付けについて検討していきたいと考えています。	
(4) 伊賀鉄道の利用促進		
①市職員や観光客など更なる伊賀鉄道の利用促進	<p>毎年、7月～9月の3ヵ月間を「公共交通機関利用促進期間」と位置づけ、この期間を中心に、市職員のみならず、沿線企業や団体の通勤利用の拡大、市民の皆さんへの利用啓発に努めています。</p> <p>また、観光面についても、JR線、近鉄線からの利用に対する利便性向上に努めるとともに、観光部門と連携し、伊賀線の魅力向上及び発信に取り組んでいきます。貴所の会員の皆様におかれましても、利用促進にご理解ご協力のほど、よろしくお願ひします。</p>	交通政策課
4 公共工事発注制度の改善及び防災対策の強化		
(1) 地元企業存続のための公共工事発注制度の改善		
①公共土木工事の発注件数の引き上げ	<p>工事発注件数につきましては、令和元年度は30万円以上の工事を約70件発注しております。</p> <p>今後も、件数等を考慮し計画的に発注してまいります。 (道路河川課)</p> <p>工事発注件数につきましては、令和元年度は10万円以上の工事を約50件発注しております。</p> <p>厳しい財政状況ではありますが、国の国土強靭化施策を見据え、事業の拡大や財源の確保に努めてまいります。 (農村整備課)</p>	道路河川課 農村整備課
②入札参加資格要件における総合評価の工事実績の緩和	<p>平成30年度より過去の工事実績を10年から15年に5年間延長して過去実績ができる限り反映させるように努めてまいりました。</p> <p>現在、総合評価方式の案件を受注していただくAランク業者の中で、過去15年の工事実績が基準額を超えている業者が大半を占めており、設計金額500万円以上の場合の選定業者数6者以上という現行の基準に対しまし</p>	契約監理課

	て、競争性に欠けるとは言い切れない状況です。今後も入札参加資格要件と参加できる業者とのバランスに注視しながら状況に応じて対応したいと考えています。	
③県の価格と同額になる様、業務委託工事での最低入札価格の引き上げ	令和2年4月1日以降に発注する工事について、最低制限価格（総合評価方式の場合は、調査基準価格及び失格基準価格）の上限を撤廃します。	契約監理課
(2)全国各地で発生している水害や土砂崩れ等への対策強化		
①市の防災・減災対策として、河床掘削や堤防補強等の迅速な対応	<p>伊賀市内においては、現在、木津川上流河川事務所において河道掘削や堤防強化などを実施いただいております。また、県においても河道掘削、河川改修のほか、簡易型水位計を導入し、水位を観測できる箇所を増やし、市の防災・減災に役立つ施策を行っていただいております。今後も国・県と連携を図り、総合的な治水対策に努めていきます。（企画管理課）</p> <p>河床掘削につきましては、毎年計画的に進めている状況です。しかし、要望が非常に多くまた浚渫土砂の処理費が高額になり全てに対応できていないのが現状です。但し地区において残土処理地の確保や地区住民により作業を実施していただく場合は、市が重機のリース代を助成しております。</p> <p>また、今年度国の起債事業として緊急浚渫推進事業債が創設されましたので内容を精査し、計画を立て事業を進めていきたいと考えております。（道路河川課）</p>	企画管理課 道路河川課
②国、県管理の河川であっても、各々との連携強化による市民の安心・安全確保	<p>市域にある主な河川である木津川、服部川、柘植川にある各支流を含め、治水事業の効果を發揮させるには、国や県、市においてハード、ソフト面の密な連携が必要と考えています。</p> <p>上野遊水地、川上ダム、河道掘削の要望はもとより、今後も同盟会、協議会の活動や、合同訓練の開催など、様々な機会を通じて、更なる連携強化に努めています。</p> <p style="text-align: right;">（企画管理課）</p>	企画管理課

	<p>連携強化につきましては、国・県とも連絡を密にし特に災害時においては、常に情報共有を行っております。今後も安心・安全の確保のため連携強化を図ってまいります。(道路河川課)</p>	道路河川課
③川上ダムの早期完成及び木津川、服部川、柘植川及び名張川の関係河川事業の推進	<p>川上ダムにつきましては、令和元年12月15日に定礎式も行い、いよいよ堤体打設が本格化しています。今後は令和5年3月の完成に向けて事業が進められていますが、引き続き、川上ダムの早期完成を水資源機構に要望します。また、木津川、服部川、柘植川につきましては、国、県において順次、河道掘削、堤防補強工事等を進めていただいておりますが、引き続き早期完成に向けて要望を行います。名張川関係につきましては、伊賀市内に大きな影響はありませんが、改良等については名張市も加盟する木津川上流直轄改修促進期成同盟会の活動を通じて、今後も要望していきます。(企画管理課)</p> <p>市管理河川との調整や計画等について、関係機関と連携を図り事業の推進を図ってまいります。(道路河川課)</p>	企画管理課 道路河川課
5 中小企業・小規模企業振興事業費補助及び商店街活性化等の事業補助金等の拡充		
(1)中小企業相談業務負担金 (2)商工会議所事業補助金 (3)中心市街地等商店街活性化事業費補助金等の事業支援及び助成の拡充 (4)IT(情報)関連補助金の推進	<p>当市の財政状況から助成の拡充は困難ですが、予算の枠組みの変更等により、限られた財源をより効果的に活用できるよう貴所とともに支援策を検討していきたいと考えます。また、国や県においても様々な支援策が講じられておりますので、貴所におかれましても事業者等に対し積極的な情報提供をお願いします。</p>	商工労働課